

(別表3) 実績報告書の添付書類 ※C E V補助金の求める記載内容に準拠すること。○は提出が必須。△は場合により提出すること。

	提出書類			留意事項
①	補助事業に係る発注書	写し	○	- 補助対象設備のメーカー名、型式、数量が記載されていること。 - 交付申請書に添付した場合は提出不要。
②	補助事業に係る請求書	写し	○	- 設置工事の区分及び補助対象経費となる工事費の内訳が確認できるもの。 - 充電設備機器のメーカー名、型式、数量を確認できるもの。 - 施設等の新築工事又は改修工事に伴い補助事業を実施する場合、補助事業の工事の施行に係る請求書を分離して提出すること。 - 設置工事施工会社の押印があること。
③	補助事業に係る領収書	写し	○	- 領収書の金額が請求書の金額を超える場合は、領収書の内訳書を添付すること。 - 設置工事施工会社の押印があること。
④	補助対象設備の保証書		○	補助対象設備のメーカーが発行する保証書又はメーカーが認めた第三者の発行する保証書
⑤	補助対象設備の設置完了証明書(様式第15号)	原本	○	設置工事施工会社が証明すること。
⑥	完成後の設置場所の見取図※		○	- 交付申請時からの変更を反映させて提出すること。 - 変更がない場合は提出不要。
⑦	完成後の設置場所の平面図※		○	- 交付申請時からの変更を反映させて提出すること。 - 変更がない場合は提出不要。
⑧	完成後の電気系統図※		○	- 交付申請時からの変更を反映させて提出すること。 - 変更がない場合は提出不要。
⑨	完成後の配線ルート図※		○	- 交付申請時からの変更を反映させて提出すること。 - 変更がない場合は提出不要。
⑩	要部写真※		○	- 充電設備の設置工事完了後に、充電設備の設置状況を示す写真を撮影し、提出すること。 - 交付申請時に提出した⑩要部写真と同一アングルにて、障害物(駐車車両等)がないように撮影

				すること。 ・カラー写真であること。
⑪	他の補助金・助成金等を受給する場合、その受給額が確認できる書類	写し	△	・他の補助金・助成金等を受給する場合に提出。
⑫	リース料金の算定根拠明細書 (様式第16号)		△	・補助対象設備及びその設置工事をリースする目的で取得する場合に提出。
⑬	リース契約書	写し	△	・リース契約の場合に提出。
⑭	その他知事が必要と認める書類		△	・審査の過程で県から提出を求められた書類があれば提出すること。